

新旧対照表

箱根町総合保健福祉センター条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第5条 施設等の使用については、使用者から別表に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、前納とする。</p> <p>3 温水プールを使用しようとする者は、規則で定める<u>回数券</u>、又は<u>2か月定期使用券</u>の購入をもって使用料を納付することができる。この場合における使用料は、次の各号に定める。</p> <p>(1) <u>回数券</u>の使用料は、100分の10の範囲において割り引くものとする。</p> <p>(2) 定期使用券の使用料は、大人券3,600円、小人券1,200円とする。</p>

旧（改正前）

（使用料の徴収）

第 5 条 施設等の使用については、使用者から別表に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 温水プールを使用しようとする者は、規則で定める前払使用券、又は3か月定期使用券の購入をもって使用料を納付することができる。この場合における使用料は、次の各号に定める。

(1) 前払使用券の使用料は、100 分の 10 の範囲において割り引くものとする。

(2) 定期使用券の使用料は、大人券 3,600 円、小人券 1,200 円とする。

